

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	特定健康診査等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、特定健康診査等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定健康診査等に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に基づき、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病等の有病者・予備群を減少させることを目的として、40歳以上の加入者の健康診査や保健指導の記録の管理を行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 特定健康診査の対象者に対する受診券の送付 2 特定健康診査の受診状況と結果の管理・分析及び結果通知書の送付 3 特定健康診査未受診者への受診勧奨の実施 4 特定保健指導の実施状況の管理・分析 5 特定保健指導未利用者への利用勧奨の実施
③システムの名称	1. 特定健診等データ管理システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定健診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域医療対策課
②所属長の役職名	地域医療対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当市では毎年、従業者に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確認するための確認テスト等を取り入れ、解説とともに従業者へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	直通番号開通により修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-22-1170	事後	直通番号開通により修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	生活保健部	健康福祉部	事後	部名変更に伴う修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	生活保健部	健康福祉部	事後	部名変更に伴う修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第24条第7号	1 番号法第9条第1項及び別表44の項	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の理由	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会 を行う際には4情報又は住所を含む3情報によ る照会を行うことを厳守している。また、下記の 局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業 が介在するが、いずれの局面においても複数人 での確認を行うようにしており、人為的ミスが発 生するリスクへの対策は十分であると考えられ る。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報 のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書 の廃棄	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	当市では毎年、従業者に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確認するための確認テスト等を取り入れ、解説とともに従業者へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	IIしきい値判断項 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正